

入札説明書

令和5年札幌市告示第4425号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年10月12日

2 契約担当部局 〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8番1号
札幌市白石区保健福祉部保護一課 電話 011-861-2457 (FAX 011-861-8876)

3 入札に付する事項

(1) 件名、借受物品及び数量

白石区保護課外勤用軽自動車借上(リース)

ア ダイハツ ミライース または同等車種 12台

イ スズキ アルト または同等車種 1台

(2) 借受物品の仕様等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年12月11日

(4) 借受期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

ただし、本調達に地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(5) 納入場所

札幌市白石区役所公用車駐車場(場所の詳細は契約の相手方に別途指示する。)

(6) 入札方式

事後審査入札方式

(7) 入札の方法

13台分の月額(月当たりの賃貸借料金)で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望月額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を入札

書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) これまでに本市その他の官公庁と同種（自動車の複数年借受）の履行実績を有する者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所
上記2に同じ。また、白石区役所ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
URL：https://www.city.sapporo.jp/shiroishi/torikumi/keiyaku/osirase/ippann_r5.html
- (2) 入札書の受領期限
令和5年10月23日（月）17時00分（必着とする。）
- (3) 入札書の様式及び提出方法
入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記2の場所に持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年10月24日（火）10時00分開札 白石区保護課外勤用軽自動車借上（リース）の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和5年10月24日（火）10時00分開札 白石区保護課外勤用軽自動車借上（リース）の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入した押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までには委任状（別紙2）を提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。電話による質問は不可とする。

なお、様式については質問票（別紙3）を用いること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和5年10月19日までの8時45分から17時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和5年10月19日以降随時、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、白石区ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 開札の日時及び場所

令和5年10月24日（火）10時00分

白石区複合庁舎3階 保護課事務室内会議室（札幌市白石区南郷通1丁目南8番1号）

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはでき

ない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額(月額)を一年間あたりの額に換算した額(12か月分)の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札候補者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ、下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、

当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は入札関係職員の指示があった場合、指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙4「契約書（案）」のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、または合理的に知りえた時から10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（形式は自由）により説明を求めることができる。

ア 掲出場所

上記2に同じ。

イ その他

掲出は持参することにより提出するものとし、送付または伝送によるものは受け

つけない。

以上